

衆議院議長 様
参議院議長 様

専任・専門・正規の学校司書の配置を求める請願署名

学校図書館は、児童・生徒にとって、一番身近な図書館です。学校図書館をよりよく利用することで、読書の習慣が身につく、調べ方の技術が身につくなど、多くの教育効果が期待できます。

学校図書館には、子どもたちの興味関心に即した図書を揃え、読書活動を支援すること、教科の学習や特別活動に関連した図書を準備し、調べ学習やホームルーム活動など教職員の教育活動と連携すること、子どもたちが休み時間や放課後に、安心して居られる場所として機能すること、などが求められます。

学校司書は図書館の専門職です。子どもたちの読みたい本や学習に必要な図書資料を選択し、利用しやすいように分類・組織化をおこないます。また、児童・生徒および教職員など利用者へ、適切な図書を提供できるよう、ガイダンスやレファレンスをおこないます。さらに広報、展示、特設コーナーをつくるなど、学校図書館の運営全般に係わる職務を担います。学校司書が配置されてこそ、学校図書館を教育活動に活かすことができます。

2014年6月、第186回国会で学校図書館法の一部が「改正」され、2015年4月から施行されました。学校司書が初めて法律上に明記されたことは喜ばしいことです。しかし、「置くように努めなければならない」という努力義務にとどまり必置としていないこと、専門職としての資格要件について何らふれられていないこと、継続して勤務でき経験を積み上げる事が重要であるにもかかわらずそのための保障がされていないことなど、不十分な点が多々あります。

学校図書館がその機能を発揮するためには、十分な図書費や環境の整備が必要ですが、同時になによりも、専任・専門・正規の学校司書の配置が不可欠です。そのために、以下の項目を要望します。

記

1. すべての学校図書館に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。
2. 学校図書館法に学校司書を「おこななければならない職、学校図書館の専門的職務を掌る職」として位置づけること。
3. 学校司書を学校教育法、教職員定数法など関係法規に位置づけること。
4. 2015年4月から施行された「改正」学校図書館法の附則および附帯決議を踏まえ「学校司書としての資格のあり方、その養成の在り方、配置の促進や資質の向上」などについて、すみやかに検討をおこない、具体的な措置を講じること。

名 前	住 所

*この署名は、個人情報保護法に基づき目的以外には使用しません。

取り扱い団体 : 全日本教職員組合

() 教職員組合